

※制度改正に関する注記

総務省において令和 8 年度より地域おこし協力隊制度に関する制度改正が予定されています。正式な要綱・通知の発表後、本要項の内容を見直す場合があります。

※令和 8 年度からの制度変更について

令和 8 年度より、企業研修型地域おこし協力隊の受入事業者認定制度を以下のとおり変更します。

- ・ 認定期間：1 年 → 2 年
- ・ 延長申請制度：廃止(認定期間終了後の再申請は可能)

なお、令和 7 年度中(令和 8 年 3 月 31 日まで)に認定を受けた事業者についても、認定期間を自動的に 2 年間に延長します。

令和 8 年度 西栗倉村企業研修型地域おこし協力隊 受入れ事業者審査会 募集要項

令和 8 年 2 月 17 日

西栗倉村 総務企画課

1. 趣旨

(1) 前提・目的

総務省による制度として平成 21 年度より実施されている「地域おこし協力隊制度※」を活用し、西栗倉村では多くのローカルベンチャーや新規事業への取り組みが行われてきている。

西栗倉村の 令和 8 年 1 月 1 日時点での隊員数は 37 名となっており 岡山県で多くの隊員が活躍する地域となっている。

その隊員数の多さには、村独自の地域おこし協力隊の分類も起因している。

村独自の協力隊種別	協力隊の位置づけ
起業型地域おこし協力隊	起業支援に係る審査を通過する等、地域資源を活用した事業の立ち上げを目指す協力隊。任期終了後は村での事業自立と継続を目指す。
企業研修型地域おこし協力隊	村内事業者の研修を受けつつ、経営者の右腕人材として地域課題解決、又は二次創業のための新規プロジェクト事業に中心に取り組む。任期終了後は受入れ事業者での継続した雇用を想定する。
行政連携型地域おこし協力隊	西栗倉村役場に在籍又は連携しながら、地域課題解決に取り組む。

上記のうち、企業研修型地域おこし協力隊がここ数年で急増している。（平成 27 年：11 人（受入れ事業者 5 社）～ 令和 7 年度末：26 人（受入れ事業者 18 社））

西栗倉村で活躍する人材が増えている流れを協力隊員、受入れ事業者、村にとって良い未来に繋げるために、受入れ事業者には、①事業が地域の課題解決に直接資するか否か、②その事業が立ち上がるまでの計画性、③協力隊員に対する支援体制、①～③の全てが確立されていることを前提に、協力隊員の多様なスキルを活用した事業の支援を行うことが重要であると考えます。

このような背景から、本要項にて企業研修型地域おこし協力隊を受入れる事業者に向けて受入れに関する研修と、審査会を実施する。

(2) 地域おこし協力隊制度の概要

都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

なお、「地域協力活動」とは、地域力の維持・強化に直接資する活動であって公益性を有するものであり、受入れ事業者自身の利益につながるものではなく、地域住民と連携し、地域の課題解決に直接的に資する事業であることと定義する。(国資料より)

(3) 概要

企業研修型地域おこし協力隊の受け入れ希望事業者は以下の参加（通過）を必須とする。

① 地域おこし協力隊 受入れ事業者向け研修会【1回／年。2時間程度】

- ・受け入れをする事業者の代表者および、管理責任者両名は参加必須とする。
- ・代表者と管理責任者が同一の場合は1名で可とする。

② 企業研修型地域おこし協力隊 受入れ事業者審査会【3回／年。40分～1時間】

- ・申請事業ごとに実施する。受け入れ事業者の事業責任者及び協力隊管理責任者両名を参加必須とする。
- ・審査会は事前提出された企画書及びプレゼンテーションを対象に審査を行う。
- ・年3回程度審査会を行う。

③ 企業研修型地域おこし協力隊 再申請について

認定事業について、「募集可能期間(認定後2年間)」中に協力隊員の任用ができなかった場合は、認定期間終了後、改めて審査会へ申請することができる。

この場合、新規申請と同様の審査手続きを経るものとし、過去の採用活動の実績と分析を踏まえた事業計画の提出を求める。

なお、事業者は採用活動について自らの責任において実施するものとし、村への定期報告は求めない。ただし、村の実施する相談・支援は随時利用可能とする。

2. 企業研修型地域おこし協力隊受け入れ事業者 応募資格

次の 1～13 のすべてに該当する事業者が応募の対象とする。

1. 令和 8 年度地域おこし協力隊 受入れ事業者向け研修会に参加していること
2. 西粟倉村に事務所・事業所等を置く法人（届出・登記必須）もしくは、住所を西粟倉村に置く個人事業主であること（村外に拠点を置く法人や個人事業主の場合は、隊員の着任までに村内に拠点を移せることを条件として応募資格を有する）
3. 隊員が任期中および任期終了後も希望すれば村内で居住、働き続けられる責任を持つこと
4. 隊員の活動内容に関して責任を持つ担当者を村内に常駐する形で配置し、その担当者は役場からの問い合わせに迅速に対応出来ること
5. 村の実施する隊員向けの研修に、現役所属隊員が年間最低 1 回以上参加できていること
6. 国及び村の地域おこし協力隊推進にかかる要綱に納得の上、活動を行うことができるもの
7. 市町村税及び国民健康保険税に滞納がないこと
8. 公序良俗に反する、又はそのおそれがある事業、若しくは、公的な資金の使途として社会通念上、不適切である判断される事業、公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 121 号）第 2 条に規定する風俗営業など）に該当しないこと
9. 未成年者、成年被後見人及び被保佐人でないこと
10. 事業計画に掲げる事業に関して、法令等違反処分を受けていないこと
11. 応募者又は法人の役員が、暴力団等反社会的勢力でないこと、また、反社会的勢力との関係を有しないこと（また、反社会的勢力から出資等の資金提供を受ける場合も対象外とする）
12. 訴訟や法令順守上の問題を抱えている者でないこと
13. 金融機関等からの融資等に係る債務の不履行がないこと

※ 上記に関する証明書、誓約書を提出する場合がある。

※ 申請書の内容について、暴力団排除のため、関係する官公庁へ照会する場合がある

3. 応募

(1) 応募日程

項目	日付・期間	備考
受け入れ事業者向け研修会	令和8年4月28日（火）	あわくら会館 あわくらホールにて開催（18時～19時30分）
第1回募集		
募集要項公開	令和8年4月1日（水）	役場ホームページにて公開
募集開始	令和8年4月1日（水）	
応募書類提出締切	令和8年5月15日（金）	17:15 必着
審査会	令和8年5月27日（水） 10:00～16:00	1社最大40分程度 （プレゼン10分＋質疑応答30分）
審査結果発表	令和8年5月29日（金）	
第2回募集		
募集開始	令和8年6月1日（月）	
応募書類提出締切	令和8年10月9日（金）	17:15 必着
審査会	令和8年10月26日（月） 10:00～16:00	1社40分程度 （プレゼン10分＋質疑応答30分）
審査結果発表	令和8年10月27日（火）	
第3回募集		
募集開始	令和8年10月28日（水）	
応募書類提出締切	令和9年2月5日（金）	17:15 必着
審査会	令和9年2月16日（火） 10:00～16:00	1社40分程度 （プレゼン10分＋質疑応答30分）
審査結果発表	令和9年2月17日（水）	

※各回によって時間等は若干の変更の可能性がある。

(2) 応募書類

書類名	法人の方	個人事業主の方
①企画書（様式第1）	○	○
②今後5年間の損益計算書 ※任意様式可	○	○
③損益計算書（直近3年間分）	○	
④貸借対照表（直近3年間分）	○	
⑤青色申告書（写）：直近年3年間分 ・所得税青色申告決算書 ・確定申告書（B）		○

※ 過去3年以内に③～⑤を提出している場合、村に既に提出された資料は再度求めない。

※ 定款及び履歴事項全部証明書の写しについて、別途提出を求める場合がある。

(3) 提出先

企画書（様式第1）に必要事項を記入の上、必要書類を添付し、募集期間中に電子メールによって提出する。なお、提出された申請書等は返却しない。

4. 留意事項

1. 協力隊員の活用における任用形態について

事業者と隊員間における、雇用契約又は業務委託契約形態を想定。

2. 企画の変更

審査通過後又は着任後に申請していた内容を変更しようとする場合には、事前に所定の形式による実施計画変更届を事務局に提出し、承認を受ける必要がある。

3. 実績報告

協力隊員の任期期間中の活動状況は隊員の日報確認と、担当者による定期的な面談や事業の進捗確認を行わなければならない。また、定期的な事業報告を村に提出しなければならない。

4. 補助金の支払い

活動経費及び隊員の報償費部分については、補助金の交付申請の時期に応じて概算払による支払いを行う場合がある。

5. 審査通過の取り消し

申請内容に虚偽の事項があった場合又は重大な違反があった場合、報告書等による報告内容に不適切な内容があった場合、同報告書等の著しい提出遅延等、不適切な事由があると事務局が認めた場合には、委嘱を取り消し、すでに当該取り消し

に係る部分に対する費用が交付されているときは、期限を付して全部又は一部の返還を命じる。

6. 採用までの流れ

- ① 事業の認定
- ② 各企業で求人活動開始（村への情報共有を要する）
- ③ 候補者確定後、就任希望書の提出
- ④ 候補者、役場担当者及び受入れ事業者で面談の実施
- ⑤ 委嘱の可否を決定

※ ③から活動開始まで最低 1 ヶ月程度時間を要します。

5. 審査

提出された書類に不備がないか事務局で確認を行う。審査会では、提出された書類と当日のプレゼンテーションをもとに、第三者委員会によって下記の評価基準で審査し、審査結果を翌日以降通知する。審査経緯及び内容に関しての問合せには応じない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(1) 受け入れ事業者審査会における評価基準

1. 応募資格

応募資格を満たしているか

2. 取り組みの新規性並びに将来性

自社の既存事業を運営する為の補充、又は団体の内部管理業務が主たる活動ではなく、自社の新たな取り組み、新規性を持った事業であり、または自社にとって事業拡大を目指す事業か。

また、適切な市場分析を通してターゲットとなる顧客のニーズを的確に捉えることができているか。また、その顧客のニーズに十分応えるだけの商品又はサービスの検討がされているか。

3. 新たな取組の実現可能性

計画がしっかりと立てられており、それに沿った事業遂行が可能となっているか。また、雇用形態に関わらず、事業者と隊員の間におけるパワーハラスメント防止等に適切に体制を講じているか。

4. 収益性

申請時より 3 年後までに、人件費負担をした上で、営業利益が黒字となるだけの収益性があるか。また、将来的に協力隊制度を頼らずに、事業として自走していくことが可能となる見込みがあるか。

5. 社会性

活動が西粟倉村の課題解決や地域発展（西粟倉村の経済活動の活性化又は雇用創出、次世代の起業家育成、生活環境の向上等）に貢献する見込みがあるか。また、西粟倉村第六次総合振興計画に紐づいた事業であるか、地域住民と連携した地域課題解決に資する事業であるか、等。

6. お問い合わせ

〒707-0503 英田郡西粟倉村影石 33 番地 1

西粟倉村役場 総務企画課 地域おこし協力隊事務局

Tel：0868-79-2111（直通）

令和 8 年度 西栗倉村

企業研修型地域おこし協力隊 受入れ事業者向け Q&A

令和 8 年 2 月 17 日更新

<協力隊の受け入れを希望する事業について>

Q1 西栗倉村外ではすでに展開されているが、西栗倉村内にはまだ存在していない商品・サービス・事業の立ち上げは、対象となるか。

A1 対象となる。

Q2 西栗倉村に拠点を置く事業者が、西栗倉村内でこれまでに事業化されていない事業を、西栗倉村外で立ち上げる場合は、対象となるか。

A2 村外で立ち上げる事業に携わることは可能であるが、協力隊制度の趣旨として、協力隊員が村内を拠点に活動することが必須条件であるため、活動の拠点を完全に村外にすることはできない。

Q3 実施した事業について、事業計画の達成度が著しく低い結果となった場合、費用を返還する必要が生じるのか。

A3 改善を促したが、その結果が見られない場合は事業者への交付決定を行わないものとする。

Q4 複数事業者からなるグループでの申請は可能か。

A4 原則として個別事業者での申請を想定しているが、いくつかの事業者が連携することにより、個別で事業を推進する場合と比較して、成果の向上が十分に見込まれるものに関しては対象とする。ただし、その場合、各事業者の代表を会員とする法人格を所有する団体を設立し、その代表者が申請する必要があるものとする。

Q5 地域おこし協力隊員が自身の事業を遂行するにあたって新たに協力隊員を任用することは可能か。

A5 地域おこし協力隊の任期中は、新たに協力隊員を任用することは出来ない。ただし、審査会に参加することに関しての制限は特段ない。

<審査について>

Q6 審査会に 1 度落ちた案件は再度申請が可能か。

A6 可能である。ただし、落ちた理由を踏まえ、企画内容が改善されていなければならない。

- Q7 認定期間2年で協力隊員を任用できなかった場合、どうなるのか。**
- A7 認定期間終了後、改めて審査会へ申請することができる。この場合、新規申請と同様の審査手続き(企画書提出、プレゼンテーション)を経ることになる。
- 再申請にあたっては、以下の点をご準備ください
- ・過去2年間の採用活動の実績
 - ・採用に至らなかった要因の分析
 - ・改善した採用戦略
 - ・最新の市場環境を反映した事業計画
- Q8 事業の新規性とはどのような事業を指すのか。**
- A8 革新性(新しい技術、手法、またはアプローチ)、適用対象の新規性(これまで対応されていなかった新たな課題や未対応ニーズ)があるもの等を指す。また、地域にとっての新規性も同時に満たす必要がある。地域社会や対象分野において、新たな変化や価値を創出し、既存の仕組みでは達成できない成果が見込めるものとする。(社会的インパクト)

<協力隊の募集について>

- Q9 事業計画を提出する時点で事業に従事する協力隊候補者を見つけておく必要があるのか。**
- A9 事業計画の提出時点では必要なく、審査通過後に協力隊候補者の募集を開始する流れになる。また、審査会通過後の協力隊員の募集は、従来通り各事業者で個別に行う必要がある。

<経費に関する取扱いについて>

- Q10 経費を取り扱う際に注意すべきポイントはどこか。**
- A10 審査会を通過した事業計画を遂行する上で必要な経費であり、かつそこに直接紐づいているものであること。また、直接受け入れ事業者の利益にならない経費であると事業者自身で整理、説明できるものであること。

<協力隊員について>

- Q11 行政側で想定する人物像などはあるか。**
- A11 ①居住地区で実施される地域活動に積極的に参加し、②地域に対して敬意を持ち誠実に対応し、③主体的かつ協調性を持って事業を遂行できる人。結果として任期終了後も5年程度以上、継続して定着する人材、または関係人口として関わっていただく人物を想定している。